

輪島都市計画道路の変更について（石川県決定）

1. 都市計画道路中 3・4・2 号小伊勢袖ヶ浜線を次のように変更する。
2. 都市計画道路中 3・4・4 号稲屋稲舟線を 3・4・4 号小伊勢稲舟線に改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・2	小伊勢袖ヶ浜線	輪島市小伊勢町下午房河原	輪島市光浦町49字	輪島市小伊勢町釜屋谷町堀町光浦町	約 1,780 m	地表式	2車線	16m (12m～16m)	幹線道路との平面交差4箇所	
	3・4・4	小伊勢稲舟線	輪島市小伊勢町下午房河原	輪島市稲舟町大石	輪島市小伊勢町宅田町山岸町杉平町久手川町稲舟町	約 4,430 m		2車線	14.5m (11m～18m)		
	内訳		輪島市稲舟町上野	輪島市稲舟町竹之端	稲舟町	約 670 m	地下式		11m		
					約 3,760 m	地表式		14.5m (14.5m～18m)	幹線道路との平面交差5箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・4・4号稲屋稲舟線（通称：輪島バイパス）は、国道249号の一部区間であり、輪島市街地のバイパス機能を有する主要幹線道路として、輪島市街地の交通渋滞の緩和を図るため、昭和50年に都市計画決定されている。

今回、稲屋町（起点）から宅田町までの1,900m区間について、上野台中学校が平成30年2月に廃校となるなどの土地利用状況の変化を踏まえ、より市街地に近い道路線形に変更するとともに、線形変更により小中学校の通学路としての利用などが見込まれることから、片側歩道から両側歩道とし、道路幅員を12mから14.5mに変更する。

また、今回の変更により起点が変更となるため、名称を3・4・4号稲屋稲舟線から3・4・4号小伊勢稲舟線に変更する。

3・4・2号小伊勢袖ヶ浜線については、輪島バイパスから市街地へのアクセス機能を有する小伊勢町（起点）から漆芸美術館前交差点までの540m区間については、今回の輪島バイパスの線形変更に伴い、近接する国道249号がその代替機能を有することから、あわせて線形及び起点位置の変更を行うとともに、道路幅員を12mに決定する。